

東北運輸局 オープンカウンター方式実施要領

東北運輸局総務部会計課

令和8年2月

(趣旨)

第1条 この要領は、東北運輸局がオープンカウンター方式により物品の調達、役務の提供、その他契約の見積合わせを行う場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 オープンカウンター方式とは、東北運輸局（以下、「当局」という。）が会計法第29条の3第5項に基づき実施する随意契約において、見積書を徴する相手方を選定することなく、参加を希望する者（以下、「見積参加者」という）から提出される見積書により見積合わせを行い、契約の相手方を決定する方式をいう。

(対象)

第3条 本要領は、予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第99条第2号から第7号までに規定するもののうちで、本方式によることが適当であると認められるものを対象とする。

(参加資格)

第4条 本要領に基づくオープンカウンター方式による見積合わせに参加できる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 東北運輸局長から指名停止の措置を受けている期間中の者ではないこと。
- (3) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (4) 会社更生法に基づき、更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（当局の競争参加資格の再認定を受けている者を除く。）。
- (5) 東北運輸局管内（東北6県）に本社（本店）、支店又は営業所が所在すること。

(案件の公開)

第5条 オープンカウンター方式による見積合わせを行うときは、見積依頼書（別紙）及び仕様書を東北運輸局ホームページに掲載するほか、仙台第4合同庁舎東北運輸局総務部会計課（以下「会計課」という。）掲示板で閲覧に供する。

(見積書の提出)

第6条 見積書は、書面にて各案件の提出期限までに会計課へ持参又は郵送（提出期限日までの必着）又は電子メール（押印省略時に限る）により提出する。

- 2 見積書の様式は任意とし、次に掲げる事項を全て記載のうえ、提出しなければならない。
 - (1) 宛名（東北運輸局長あて）
 - (2) 所在地
 - (3) 法人の場合は商号、個人事業主の場合は名称
 - (4) 代表者職氏名
 - (5) 案件名
 - (6) 見積金額（消費税及び地方消費税を含む）及びその内訳
 - (7) 見積書を作成した日付
 - (8) 本件責任者及び担当者の氏名及び連絡先（押印を省略する場合）
- 3 一度提出した見積書の差替え、変更及び取消しは認めない。
- 4 見積書の提出に際し、納入等を行う物品を仕様書等で指定された規格と異なる内容で提出する場合は、同等以上の物品で、かつ事前に担当者の了解を受けること。ただし、別途仕様書等で指定する場合には、異なる規格の物品の提案は認めないこととする。

(見積書の無効)

第7条 次の各号のいずれかに該当する見積書は無効とする。

- (1) 見積に参加する資格を有しない者が提出した見積書
- (2) 記名を欠く見積書（押印を省略する場合、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の明記がない見積書）
- (3) 金額を訂正した見積書
- (4) 誤字脱字等により、意思表示が不明瞭である見積書
- (5) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者の見積書
- (6) 同一人の見積りで金額の異なる二通以上の見積り
- (7) 提出期限までに提出場所に到達しなかった見積書
- (8) 仕様書やその他見積に関する条件に違反した見積書

(見積合わせ)

第8条 見積合わせに関する手続きは以下のとおりとする。

- (1) 見積合わせは、見積依頼書に記載した日時に非公開にて行う。
- (2) 落札者の決定は、有効な見積書を提出した者のうち、予定価格の制限の範囲内で、契約の目的に応じ、最低又は最高の価格で見積書を提出した者を契約の相手方とする。
- (3) 見積合わせをした場合で、決定となるべき金額をもって見積をした者が2者以上ある時はくじ引きで決定する。くじ引きの日程は、電話等で速やかに通知するが、参加できない場合は、該当の契約事務に関係のない会計課職員が代わってくじを引くこととする。
- (4) 提出された見積書のうち、予定価格の制限の範囲内の価格が無いときは、当局は見積

参加者に対して、再度の見積書の提出を求めることができる。

- (5) 見積書提出期限までに見積書の提出が無い場合や、提出された見積書に予定価格の制限の範囲内の価格が無い場合は、そのオープンカウンター方式による見積合わせは成立しないこととなる。その場合は当局が別途選定した者に見積を依頼し、見積合わせを行うことができる。

(結果の通知)

第9条 結果の通知は、原則、契約の相手方のみとし、公表はしない。

(注意事項)

第10条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行わないこと。

- 2 本実施要領に基づき見積書を提出した者は、本実施要領、仕様書、契約書ないし請書の作成案及び契約相手方の決定方法について不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- 3 見積書作成及び提出等にかかる費用は、すべて見積参加者が負担するものとする。
- 4 契約の相手方を決定するために、見積参加者に対して追加資料の提出を求める場合がある。
- 5 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- 6 都合により見積合わせを取り止めることがある。
- 7 契約保証金については、これを免除する。
- 8 契約の相手方として決定した者が正当な理由無く、契約を履行しない場合等不正又は不誠実な行為をした場合においては、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止を行うことがある。

オープンカウンター参加者 殿

見積依頼書

下記事項について、見積書を提出願います。

記

1. 件 名 :
2. 履行又は納入期限 : 令和 年 月 日まで
3. 履行又は納入場所 :
4. 見積書提出場所 : 東北運輸局総務部会計課〇〇係
〒983-8537
宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1番地
メールアドレス : tht-nyusatsukakunin@ki.mlit.go.jp
5. 見積書提出期限 :
6. 見積合わせ日時 :
7. 問い合わせ先 : 東北運輸局総務部会計課〇〇係 電話 : 022-791-7506
8. その他
 - (1) 見積書の様式は任意である。(ただし、別途様式の指示がある場合はこの限りではない。
 - (2) 課税事業者にあつては、見積書に記載する金額は消費税及び地方消費税を含めた金額を記載すること。
 - (3) 本件は、発注者の都合により、予告なく中止にすることがある。
 - (4) 本件参加にあつては、「東北運輸局オープンカウンター方式実施要領」及び仕様書等を熟読すること。
 - (5) 見積合わせの結果は、契約の相手方として決定した者へのみ通知する。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
東北運輸局長

以上